

入居申込みに際して

(必ず読んでから関係書類を準備して下さい。)

1 申込資格

入居申込をされる方は、次のすべての条件を備えていなければなりません。

- (1) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
(持家のある方は、原則として入居申込は出来ません。)
- (2) 現在、同居している親族がいること又は同居しようとする親族(婚約中の方及び内縁関係にある方を含みます。)があること。ただし、一定の条件を備えた方であれば、単身で入居できる場合もありますので、詳細については、入居後1ヶ月以内に婚姻受理証明書(市町村役場の発行するもの)又は同居を証明するもの(住民票)を提出できることが条件です。
- (3) 定められた「2 収入基準」にあてはまること。
転職後2ヶ月未満の方については、収入判定が困難なために仮受付しかできませんのでご了承ください。認定収入額が15万8千円を超える方は、申込できません。

2 収入基準

収入基準とは、公営住宅に入居できる方の収入限度額のことです。例えば、給与所得者の場合は計算式より算出します。

$$\text{推定収入月額} = \frac{\text{年間総所得金額 (A)} - \text{該当する控除の合計金額 (B)}}{12 \text{ヶ月}} \leq 158,000 \text{円}$$

年間総所得金額 (A)

*年間総所得金額 (A) とは、前年の総収入金額から税法上認められた必要経費(老齢年金及び普通恩給の場合には、公的年金等控除額)を控除した額です。なお、所得のある者が2人以上いる場合は、それぞれの所得金額を合算します。

該当する控除金額 (B) ※別表①

3 家賃

家賃は、毎年収入によって変わります。その為、毎年収入申告をして頂きます。

4 その他

- (1) 申込書は、すべてボールペン等で記入し、鉛筆は使わないでください。また、記入誤りをされた場合は、誤った個所に修正印を押して下さい。
- (2) 申込書の申し込み年月日には、提出日付を記入してください。
- (3) 団地により住宅戸数に見合うだけの駐車スペースは有りませんので、あらかじめご了承のうえ、申し込んでください。

- (4) 団地の駐車スペースその他の、空き地は、入居者の共同の施設であり、また外来者の利用にも供するものです。その為に入居者の駐車場として占有を認める自動車の保管場所証明書は発行できませんのでご了承ください。

『ただし、入居者が自主組織である自動車管理協議会を設立し、的確な管理運営が図られると町が認めた団地については、自動車管理協議会が保管場所証明書を発行している所が有ります。』

- (5) 団地内では、犬・猫・鳥等、動物類の飼育は出来ませんので、あらかじめご承知の上、申し込んでください。
- (6) その他の入居中の心得については、入居手続きの際に説明します。
- (7) 入居申込書及び添付書類に偽りの記載をして入居された場合は、直ちに退去して頂きます。

5 申込書に添付して頂く書類

(1) 提出する書類

	提出する書類	注意事項
①	町営住宅入居申込書	記入もれ、押印もれのないようにお願いします
②	住民票（世帯票） （町民支援課）	・入居予定者全員の入っているもので続柄の記載されているもの。 ・外国人の場合は全員の外国人登録証明書。
③	所得額証明書 （税務課）	18歳以上の者全員（但し、学生を除く）。
④	納税証明書 （税務課）	18歳以上の者全員（但し、学生を除く）。
⑤	保険証コピー	扶養を証明する事が分かるもの。

◎ 記入に際しての不明な点は、担当職員にお尋ねください。

※別表①

控除額の計算			
基本 的 控 除	控除の種類	内 訳	控 除 額
	1. 配偶者及び 扶養親族	配偶者及び所得税の控除を受けている親族(2.)を除く	38万×(家族数－ 1)人
	2. 同居親族	申込を除く同居親族で1.に該当しない人(婚約者・内縁関係を含む)	
そ の 他 の 控 除	3. 老人控除対象配偶 者及び老人扶養親族	控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の人	10万×()人
	4. 特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上で23歳未満の人	25万×()人
	5. 寡婦控除	ひとり親に該当しない人で ・夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、 合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人 ・夫と死別した後婚姻していない人か夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人	27万円 (所得金額が27万円未満の場合は当該所得金額)
	6. ひとり親控除	婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない人で、生計を一にする子(総所得金額等が48万以下で他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子に限る)がおり、合計所得金額が500万以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人	35万円 (所得金額が35万円未満の場合は当該所得金額)
	7. 障害者	申込者、配偶者、扶養者親族及び同居親族の中で障害のある人(手帳の3,4級)	27万円×()人
	8. 特別障害者	重度の障害者(手帳の1,2級)	40万円×()人
		控 除 額 の 合 計	

和泊町役場 土木課
住宅係
0997-84-3520